

津山市立教育・保育施設再構築計画の策定

園こども課 ☎32-2179

市では、市立幼稚園の園児数の減少や施設の老朽化などの問題に対応し、望ましい集団教育の実施を目指し「津山市立教育・保育施設再構築計画」を策定しました。

この計画は、平成27年3月に策定した「子ども・子育て支援事業計画」に掲げた幼児教育のニーズを満たすため、現在の市立幼稚園・保育所の設置状況を見直し、幼稚園を新設したり、幼稚園や保育所を認定こども園へ移行したりするなど、必要な整備を進めるものです。

この計画の実施内容や時期については、津山市第5次総合計画（実施期間：平成28～37年度）の策定作業の中で、さらに詳細について検討していくため、必要に応じて見直すことがあります。

各地区の再構築計画

地区	方針	時期(予定)
津山地区	津山地区内の市立幼稚園(全12園)を閉園	平成29年度以降の年度末
	新たに2つの市立幼稚園を開園	平成30年度以降
加茂・阿波地区	公郷保育所と阿波幼稚園を閉園	平成29年度末
	加茂幼稚園を幼保連携型認定こども園へ移行	平成30年度
勝北地区	勝北風の子こども園を幼保連携型認定こども園へ移行	平成28年度または29年度
久米地区	久米保育所を幼保連携型認定こども園へ移行	平成29年度

※市内在住の人は居住する地区にかかわらず、これまでどおり、どの幼稚園・保育園(所)でも入園できます

新設幼稚園の想定規模

新設の幼稚園では、4歳児・5歳児保育に加えて、新たに3歳児保育を実施し、1園当たり、各年齢ごとに2～3クラスを設置する予定です。

各クラスの利用定員は、入所申し込みの状況などを踏まえて設定します。



市立幼稚園・保育所の再構築に伴う課題への対応

- 保護者や地域への説明会を開催します
- 私立幼稚園・保育園と調整しながら計画を進めます
- 既存の施設を閉園して、新設の園を開園する際、最善の保育環境が確保されるよう、きめ細かな支援を実施します
- 駐車場などの整備による送迎の利便性や、路線バスの活用、通園バスの運行などによる通園手段の確保を図ります
- 就園、未就園に関わらず利用できる子育て支援機能の充実を図ります
- 閉園後の施設の適切な財産活用を検討します

平成27年度介護保険制度の改正

園高齢介護課 ☎32-2070

平成27年8月から、次のとおり介護保険制度の一部が改正されます。詳しくは、お問い合わせください。

■一定以上所得者がサービスを利用した時の負担割合を1割から2割に変更

本人の合計所得金額が160万円以上	下記以外の場合	2割負担
	同一世帯の65歳以上の方の年金収入+その他の合計所得金額が単身280万円未満、2人以上346万円未満	1割負担
本人の合計所得が160万円未満		1割負担



※現在、介護認定を受けている人には、7月下旬に介護保険負担割合証を発送する予定です

■高額介護サービス費の利用者負担段階区分に「現役並み所得者」を新設し、上限額を設定

■高額医療・高額介護合算制度の限度額を、平成27年8月の計算期間分から変更

■特定入所者介護サービス費(食費・居住費)の給付要件を変更

次のいずれかに当てはまる場合、特定入所者介護サービス費(食費・居住費)の給付の対象になりません

- ①市民税非課税世帯でも、世帯分離している配偶者が市民税課税である場合
- ②市民税非課税世帯(世帯分離している配偶者も市民税非課税)でも、預貯金などが一定額を超える場合

※現在、認定証の交付を受けている人に対し、7月上旬に更新の案内を送付する予定です

津山市職員採用資格試験

園人事課 〒708-8501津山市山北520(市役所3階) ☎32-2043

募集職種	採用人員	受験資格
事務職	7人程度	昭和62年4月2日以降に生まれた人で、次のいずれかに当てはまる人 ①学校教育法に基づく大学(短期大学を除く)を卒業、または平成28年3月31日までに卒業見込み ②独立行政法人大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された、または平成28年3月31日までに授与される見込み
事務職(身体障がい者対象)	1人程度	昭和50年4月2日～平成10年4月1日に生まれた人(平成28年3月31日までに高等学校卒業見込みの人を除く)で、次のすべてに当てはまる人 ①身体障害者手帳の交付を受けている ②自力通勤が可能で、介護者無しで職務の遂行が可能 ③活字印刷文による出題(筆記試験)と口述試験(面接試験など)に対応できる ※試験会場において配慮が必要な人は、必ず申し込みの際にご相談ください
事務職(心理)	1人程度	昭和55年4月2日以降に生まれた人で、臨床心理士資格を有する、または平成28年3月31日までに資格取得見込みの人
土木技術職	4人程度	次のいずれかに当てはまる人 ①昭和60年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法に基づく大学、短期大学、高等専門学校もしくは専修学校(専門課程の修了年限が2年以上のものに限る)で土木の専門課程を修了している、または平成28年3月31日までに卒業見込み ②昭和60年4月2日以降に生まれた人で、高等学校で土木の専門課程を修了している
電気技術職	1人程度	次のいずれかに当てはまる人 ①昭和60年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法に基づく大学、短期大学、高等専門学校もしくは専修学校(専門課程の修了年限が2年以上のものに限る)で電気の専門課程を修了している、または平成28年3月31日までに卒業見込み ②昭和60年4月2日以降に生まれた人で、高等学校で電気の専門課程を修了している
教育保育職	2人程度	昭和62年4月2日以降に生まれた人で、幼稚園教諭免許と保育士資格を有する、または平成28年3月31日までに免許と資格を取得見込みの人
保健師	1人程度	昭和62年4月2日以降に生まれた人で、保健師免許を有する、または平成28年3月31日までに免許取得見込みの人

とき 7月26日(日)午前9時30分～ ところ 津山市役所本庁舎

申込方法 人事課または各支所・出張所担当課に備え付けの申込書(市ホームページからも印刷可)に記入し、郵送または直接申し込む

締め切り 7月3日(金)午後5時15分必着

※詳しくは、お問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください

社会を明るくする運動

園生活福祉課 ☎32-2063

犯罪や非行の無い明るい社会をつくるため「社会を明るくする運動」を実施します。

その取り組みの一環として、啓発活動を行います。

とき 6月27日(土)午前10時30分～

ところ アルネ津山東広場、ソシオー番街

内容 保育園児による鼓笛の演奏、商店街でのパレード、総理大臣からのメッセージの伝達 など

児童手当現況届の提出

園こども課 ☎32-2065

児童手当を6月以降も引き続き受給する人は、現況届の提出が必要です。対象者には、5月下旬に案内を送付していますので、必ず提出してください。

提出方法 こども課または各支所・出張所担当課に、同封の返信用封筒で郵送または直接提出する

締め切り 6月30日(火)

※5月中に児童手当の認定請求手続きをした人は、提出不要